

平成 21 年 10 月 21 日
改定 平成 29 年 5 月 1 日

ブラジル向け品質表示ラベル申請手順について

(一財)日本食品検査
衛生検査部門

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベルの申請方法について。

(1) 記載内容確認申請書の受付部署

申込先：(一財)日本食品検査 衛生検査部門 宛

〒143-0006 東京都大田区平和島 4-1-23 JS プログレビル 3 F

Tel 03-6436-8762 メールアドレス yushutsu-kensa@jffic.or.jp

品質表示ラベルの申請は衛生検査部門においてのみ受け付けます。全国の検査所では受付けておりませんのでご注意ください。

(2) 必要書類と作成方法〔ラベル以外、本会 HP にあります。〕

書類を作成する前に『申請予定の品目リスト』を作成し、本法人にメールで送って下さい。『製品名称または商品名（葡）』はラベル登録する名称と同じ名称にして下さい(ラベルに記載する名称)。

本法人が **Reference. No** とラベル確認申請書受付番号を記入してメールを返送します。この番号を③④に使用します。

① 送付表(ラベル登録用)・誓約書 登録施設毎に 1 部。

登録施設が **SOP、HACCP** 等の衛生管理を行っているかについての説明も記入。

② ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容確認申請書（別紙様式 5）

申し込み宛名は (一財)日本食品検査 理事長とし、品目ごとに提出。

③ 品質表示ラベル別紙（詳細記入用紙様式 6） 各 2 部 注＊）

2 部全て正とし、日本語で記入してください。

Reference. No は付与された番号を記入してください。(J P O O O O) また様式 6 に記入する製品登録番号はラベル確認申請書受付番号の前半と後半を入れ替えた物になります。(ラベル確認申請書受付番号が **BR010000-9999** の場合製品登録番号は前後を入れ替え、間はハイフン (-) ではなく、スラッシュ (/) を入れてください。9999/BR010000)

1-4 以外は記入してください。(1-4 はブラジル農務省が記入) 登録施設の住所や名称は厚生労働省の HP に載っている通り正しく記載して下さい。

④ 品質表示ラベル 各 2 部 〔貴社が作成し製品に貼付する物〕注＊）

ポルトガル語（日本語訳または英語訳のラベルも必要）で作成してください。登録施設の住所や名称は厚生労働省の HP に載っている通り正しく記載して下さい。

なお、日本語訳の品質表示ラベルを提出する場合、品名は日本語及び英語で記載して下さい。

⑤ 振込証明書の写し（振込手数料は申請者の負担とします。）

振込先：みずほ銀行 浜松町支店 普通 8 7 7 7 7 8
ザイ ニホンシヨクヒンケンサ

注＊）③④の記入にあたっては厚生労働省対伯輸出水産食品 HP にある「包装済み動物由来製品のラベル表示に関する技術規則」（仮訳）と『『動物由来製品のラベル登録申請書』の記入に関する指示』（仮訳）を参考にしてください。

なお packaged foods については輸入要件とは別に「栄養成分表示」の記載が必要になるようです。貴社の製品が該当するか現地にご確認をお勧めします。

(3) 手数料【一品目あたり】

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル登録確認料

品質表示ラベル登録確認費用 7, 1 0 0 円 （税別）（税込み 7, 6 6 8 円）

(4) 手順

1. 登録施設番号と申請予定の品目のリストを「申請予定の品目リスト」ファイルで提出。
2. 本法人より品目に対するラベル確認申請書の Reference. No とラベル確認申請書受付番号を付与し、ご担当者様宛にメール。
3. 必要書類に記入後、事前確認のため必要書類（2）のうち①③④を（一財）日本食品検査 衛生検査部門までメール送信して下さい。
件名は『【ブラジル】（施設名）の品質表示ラベルの件』としてください。
メールアドレス yushutsu-kensa@jffic.or.jp
4. 本法人で内容確認後、ご担当者様宛に連絡。なお③④については、本法人は記載上のアドバイスは致しますが、貴社の責任において記入するものですので、厚生労働省参考資料等を良くお読みの上、作成してください。
5. 本法人より連絡を受けた後、②ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容確認申請書に社印を捺印し、必要書類①～④および⑤振込証明書（写し）を（一財）日本食品検査 衛生検査部門宛に簡易書留または宅配便（メール便不可）にて送付。
6. 必要書類受領後、本法人より貴社へ③と④及び本会が作成する品質表示ラベル登録申請書（別紙様式 7）を各 2 部送付。
7. ③と④及び「別紙様式 7」各 2 部が届きましたら、ブラジル政府担当窓口へ③と④及び「別紙様式 7」各 2 部を提出して下さい。
ただし、ブラジル政府担当窓口に提出する際は、ポルトガル語でなければならぬので提出前にブラジル在住の日本語の公証翻訳人に公証翻訳を依頼して下さい。
なお公証翻訳に関する手続きは貴社にて行うことになります。
8. ブラジル政府から審査結果（ラベル登録報告）の通知が貴社宛に郵送されますので通知を受けたら（別紙様式 8）とともに通知の写しを本法人に送付して下さい。
なおブラジル政府から指摘事項があった場合は、その日本語訳とそれに対する改善報告書も同時に送ってください。

(5) 問合せ先

(一財)日本食品検査 衛生検査部門

Tel 03-6436-8762

お問い合わせフォームメールアドレス yushutsu-kensa@jffic.or.jp

以上

参考

※厚生労働省対伯輸出水産食品ホームページアドレス

ブラジル政府への品質表示ラベルの登録申請

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taihaku/index.html>

※ブラジル政府担当窓口

(1) 部署名

Ministerio da Agricultura, Pecuaria e Abastecimento - MAPA, Secretaria de Defesa Agropecuaria - SDA, Departamento de Inspecao de Produtos de Origem Animal - DIPOA, Divisao de Inspecao de Pescados e Derivados - DIPES

(2) 住所

Esplanada dos Ministerios, Bloco D, DIPES/DIPOA/SDA/MAPA, Sala - 446 - A, CEP70043-900, Brasilia-D.F., BRAZIL

(3) 電話及びFAX番号

TEL : +55 - 61 - 3218 - 2775 / 2778

FAX : +55 - 61 - 3218 - 2672

※ブラジル農務省の様式 6、7 記載方法についての解説（ポルトガル語）

<http://extranet.agricultura.gov.br/sislegis-consulta/consultarLegislacao.do?operacao=visualizar&id=16594>

※公証翻訳人の情報例（リスト）

エクセルシートに“Idioma”とあるのが、ポルトガル語に対する言語名。

“Japones”が日本語。

www.jucesp.fazenda.sp.gov.br/downloads/lista_tradutores_e_interpretes.xls

上記はサンパウロの公証翻訳人リストです。本法人はリストの公証翻訳人を確認したわけではありませんので、申請者御自身でご確認下さい。公証翻訳人は各州に協会があるそうです。

以上